

## The Epilogue of The dispatch of Troops to Formosa

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2018-03-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 後藤, 新 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://mu.repo.nii.ac.jp/records/711">https://mu.repo.nii.ac.jp/records/711</a>

# 台湾出兵の終幕

——大久保利通と西郷従道の帰国を中心として——

後藤新

はじめに

一 全権弁理大臣大久保利通の帰国

1 和議の成立

2 明治政府における帰朝式の準備

3 大久保の帰国

二 特命全権公使柳原前光の帰国

三 台湾蕃地事務都督西郷従道の凱旋

1 台湾蕃地からの撤兵

2 明治政府における凱旋式の準備

3 西郷の凱旋

四 明治八年四月以降の褒賞

おわりに

## はじめに

本稿の目的は、明治七（一八七四）年におこなわれた台湾出兵において、十月三十一日に清との間に和議が成立した後の様子を明らかにすることである。

台湾出兵は明治四年末におきた琉球民の台湾島における遭難殺害事件を発端とし、征韓論政変によって不満を高めていた旧薩摩藩士族を外征に参加させるため実施された。しかし、欧米の外交官たちが台湾蕃地への清の領有権を認め政府へ抗議したことから、台湾出兵は清との外交問題に発展する。全権弁理大臣に就任した大久保利通は北京で談判を開始するが非常に難航し、一時は談判の決裂（すなわち開戦）を覚悟する。国内では開戦準備が進められ、各地の士族から従軍願が数多く届けられた。しかし、英国公使ウエードの仲介もあって和議が成立した。

台湾出兵については、田保橋潔「琉球藩民蕃害事件に関する一考察」（『東洋史論叢』、富山房、一九三三）を嚆矢として多くの研究がなされてきたが<sup>1)</sup>、出兵の計画立案期に注目したものが多く、大久保や西郷の帰国にふれた研究は、管見の限り清沢例が『外政家としての大久保利通』において大久保の日記を紹介したのみである<sup>2)</sup>。しかし、日清戦争や日露戦争の例をだすまでもなく、終幕について知ることはその事件についてより深く理解するために必要不可欠な作業といえよう。

なお、刑部芳則が詳しく述べているように「文官大礼服および非役有意大礼服と、小礼服（燕尾服）が制定」されたのは明治五年十一月であり<sup>3)</sup>、本稿で取り扱う時期からわずか二年前にすぎない。また、高木博志が述べているように、外交儀礼における外賓待遇の諸礼式が定まるのは明治十三年のことである<sup>4)</sup>。このように台

湾出兵は、ひとつひとつの近代的な儀礼や儀式が形成される最中におきた。ジョン・ブーリンが欧米諸国から「(天皇の―筆者) 国内における主権を承認してもらおう」ため、明治政府は「儀礼的戦略」を重視したと指摘しているように、近代国家の確立という視点からも、台湾出兵がいかに終幕したかは興味深い問題といえよう。<sup>(5)</sup>

本稿では以上のような問題意識により、国立公文書館や宮内庁書陵部に所蔵される様々な公文書のほか、政府高官の個人文書や各新聞紙などを使用し、これまでまったく看過されてきた台湾出兵の終幕について明らかにする。筆者が浅学非才のため目的がはたせられ甚だ不安であるが、皆様より厳しいご意見をいただければ幸いである。

## 一 全権弁理大臣大久保利通の帰国

### 1 和議の成立

明治七年(一八七四)十月三十一日、全権弁理大臣大久保利通は「日清互換條款」および「互換憑單」に調印した。台湾蕃地への出兵は「保民義拳」のおこないとされ、清は日本へ「撫恤銀」として五十万両(テール)を払うことが約束された。<sup>(6)</sup> 大久保は「償金」を求めたのだが、清がその表記を嫌がり、「いつくしみあわれみ、物をめぐむこと」(『大辞泉』)を意味するこの言葉が使われた。

調印を終えた大久保らは十一月一日に北京を発った。大久保は随行官員のうち、陸軍大佐福原和勝、内務省五等出仕岩村高俊、開拓使七等出仕小牧昌業の三名へ書簡を渡し、山東半島の芝罘から一足早く帰国するよう命じた。<sup>(7)</sup> 大久保自身は鉄道権頭太田資政、租税助吉原重俊、司法省七等出仕井上毅、三等議官高崎正風、権少

内史金井之恭、ボアソナード、内務省七等出仕池田寛治、司法省七等出仕名村泰蔵、陸軍中尉関玄暉、陸軍中尉坂本常孝、租税寮九等出仕平川武柄、陸軍省十等出仕黒川季備、陸軍省十等出仕岸良謙吉、内務省十等出仕川村正平、陸軍省十五等出仕園田長輝、内務省権大録荻原友賢および外務省四等出仕田辺太一の十七名と通州から船で天津にむかい、三日に李鴻章と会見した。<sup>(8)</sup>李は、台湾出兵をめぐり対立したものの清と日本は「唇齒ノ国」であり「今後信ヲ厚フシ親睦ヲ固フセン」と述べ、大久保も「既往ハ姑ク置是ヨリ一層ノ信ヲ結ハント欲ス」と応じた。こうして日清間のわだかまりを解いた大久保は「マビン号郵船」に乗船して天津を發ち、途中、芝罘で金川丸(七四九ト)<sup>(9)</sup>にのりかえ上海へむかった。<sup>(10)</sup>

十一月七日、大久保は上海についた。領事館では、台湾蕃地の戦鬪や北京談判にかかわり、一足早く上海についた陸軍中佐樺山資紀、陸軍少佐兼厦門領事福島九成、陸軍大尉比志島義輝が出迎えた。大久保はすぐに政府へ「北京談判平穩相済申候支那政府償金ヲ出ス味方全軍ハ十二月廿日迄見合ス可シ」<sup>(11)</sup>と電報をおくり、詳細については福原らから聞くよう伝えた。また、大久保自身は厦門と台湾蕃地を巡ってから帰国することも知らせた。これは、後述するように、和議の成立を台湾蕃地事務都督西郷従道が承諾するか不安に思っていたためである。大久保は翌八日朝にも電報をおくり、条款の詳細については帰国し復命した後に布告することと、清に配慮し「償金」という言葉を使わないよう求めた。

随行官員のうち、ボアソナードをはじめ田辺・高崎・吉原・池田・名村・井上・荻原の八名を上海から一足早く帰国させ、大久保は十一月十日に「撫恤銀」のうち十万兩を受け取り、翌日、随行官員の金井・川村・平井のほか上海で合流した樺山らとともに厦門を経て台湾蕃地へむかった。樺山が十一月八日の日記に「蕃地ハ風土病ノ為メ多数ノ死者ヲ生シ慘状ノ景況ヲ聞クニ忍ヒス当港ヨリ帰朝スルモ然ルヘキカト考慮スルコトモア

リタレトモ前件ノ始末ニテ辞スル能ハス又交代兵ノ報知等ノ件モアリタレハナリ」と記しているように、台湾蕃地へ寄ることは風土病に罹患する危険をともなつた。多くの随行官員を上海から帰国させたのは、そのための配慮もあつてだろう。十六日に台湾蕃地へついた大久保は、西郷らの出迎えをうけ、本營で北京からの道中に記した「処蕃趣意書」と「使清弁理始末」をわたし、北京談判の経過や和議の趣意を伝えた。大久保は、西郷に「若シ異議アル時ハ決テ承知不致」決心であつたが杞憂であつた。西郷らは熟覽し「無異議各安心為ニ賀ヲ述べ」たといふ<sup>(13)</sup>。台湾蕃地への出兵には西郷以下のべ四六〇〇名強が参加したが、先述したように、風土病が蔓延し、八、九月頃は「都督府の諸官も亦病氣の爲めに全滅の慘状」で「全軍殆んど病兵」の有様であつた<sup>(14)</sup>。実は十月中、西郷は「病者ヲ帰シ更ニ交代」が出来なければ「総軍退軍」を決議するよう求める密議を大隈と陸軍卿山県有朋におくつていた<sup>(15)</sup>。和議の成立は西郷らにとつても喜ばしいことだつたらう。

戦場の跡をめぐつた大久保らは十八日の昼、儀仗兵におくられ十九発の祝砲をうけながら、蕃地事務參軍谷干城や病人一七〇余名を同船させ台湾蕃地を離れた。二十二日の昼、第二丁卯艦や台場、さらにロシア軍艦からも祝砲をうけ、長崎県令宮川房之や台湾蕃地事務支局長の海軍大佐林清康と租稅権助横山貞秀を迎えられ、大久保らは長崎についた<sup>(17)</sup>。翌日の朝には、再び宮川らに見送られ、春日艦と第二丁卯艦の「礼式」をうけながら金川丸に乗船し、先日と同様に第二丁卯艦らの祝砲をうけ出港した<sup>(18)</sup>。

## 2 明治政府における帰朝式の準備

明治政府では、北京談判の決裂を覚悟し、十月二十二日に海軍大輔川村純義へ九州出張を命じるなど開戦準備を進めていた<sup>(19)</sup>。それだけに七日の夜、上海から長崎を経由して届いた和議の成立を知らせる電報は大きな驚

きだつただろう。翌八日には院省使府県にたいし「償金可差出詰約ノ趣」(太政官達一四五号)<sup>(20)</sup>と達した。ただし、先述したように、大久保から続けて電報が届いたため、院省使府県に償金のことを伝えたが、それは「ココロエ」としてのことであり、一般へは大久保の復命後に達するつもりだと返電した。<sup>(21)</sup>

岩村らは十一月十一日に帰国し、十月二十日以降の談判の様子を伝える十月三十一日付の大久保の書簡や、それに添付された「日清互換條款」をふくむ談判の筆記録、さらには李鴻章と会見したことを知らせる十一月五日付の書簡を政府へ提出した。なお、大久保は十月三十一日付の書簡において「条約面ニハ十二月廿日ヲ限り候へ共如斯和議相整候上ハ可成丈速ノ方却テ我政府ノ信義ニ服セシムルノ一端ニモ可相成拙者ニ於テモ支那諸大臣へ体面宜シク候」として、西郷へ「速ニ撤兵ノ御沙汰」をし「迎兵トシテ蕃地へ回艦ノ儀是又早々御用意有之度候」と求めていた。<sup>(22)</sup>

翌日には早速、明治天皇が臨幸し奏聞をうけるが、「宸感不渺候福原等三名ヲ同時謁見情況親廳被為在」た<sup>(23)</sup>という。『明治天皇紀』にも「叡感殊に浅からざる」とあり、和議の成立が明治天皇をはじめ、いかに政府を安堵させたのかうかがえよう。<sup>(24)</sup> また、大隈は大久保へわざわざ「慶報以来外国人ノ美評如沸実ニ皇威更張名譽新輝可賀ノ至リニ御座候」と伝えており、「外国人」からの評価を強く意識していたこともうかがわせる。<sup>(25)</sup>

政府は大久保の求めに応じ、翌十三日、外務省へ清国総理衙門からの照會書を返却するよう達し、また、勅使として侍従長東久世通禧を急ぎ出發させた。なお、大隈は勅使へたくした西郷宛の書簡のなかで、大久保の和議成立は「足下討蕃ノ大捷勦撫ノ実効無之候へハ何ヲ以彼国耻ヲ忘レ償金ヲ他邦ニ論センヤ」として、「今般ノ一挙之功武略並行此盛事成就相成候」と述べ、西郷の働きを称賛している。勅使派遣の対応の速さと合わせて考えれば、大隈も西郷の「異議」を恐れていたと考えられよう。

さて、事務支局より横浜税関へ二十四日、二十六日に大久保は横浜へ到着の予定と連絡があり、大急ぎで帰朝式の準備が始まった。<sup>(27)</sup>それを担当したのは、坊城俊政を頭とする式部寮であった。式部寮は「内外ノ儀式及圖書ヲ掌ル」<sup>(28)</sup>を職掌とする式部局を前身とし、明治五年三月の神祇省廃止によって「祭事祀典」<sup>(29)</sup>も執りおこなうこととされていた。

式部寮は、岩倉具視「全權大使帰朝ノ節ノ例」<sup>(30)</sup>を参考に準備をすすめた。式部寮は岩倉使節団の帰朝式にならない、横浜ステーションの大江橋向かいにあった大蔵省出張所を休憩所とするため、同所を管轄する横浜税関所に問いあわせたのははじめ、宮内省には横浜着港および新橋到着後に使用する馬車の準備を、また工部省には横浜から新橋までの「上等ノ汽車」の準備を依頼した。なお、いかなる経緯によってかはわからないが、馬車二輛のうちの一輛は工部省鉄道寮で建築長をつとめていたボイルから借り受けたものであった。<sup>(31)</sup>帰朝式に適した馬車を用意することも政府にとって容易ではなかったのである。さらには陸軍省へも、「敬礼式」第十五条に基づき警衛兵と儀仗兵を準備するよう求めている。

このように、政府は大急ぎで大久保を迎える準備を進めるが、和議の成立に沸き立ったのは政府だけではなく。大久保が配慮を求めたにもかかわらず、和議の成立については、『新聞雑誌』が十一月八日にはやくも太政官達一四五号を掲載したのをはじめ、諸新聞が相次いで報じていた。<sup>(32)</sup>そのためであろう、翌九日、東京府の会議所頭取三野村利左衛門より東京府知事大久保一翁へ、次の様に上申された。<sup>(33)</sup>

恐れ多クモ 朝廷征台之拳速ニ御奏効相成候ヨリ清国御談判ノ次第ニヨリテハ交戦ニモ可相成カト庶民戦慄罷在候処本日御達之趣ニハ清国政府ヨリ償金可差出旨電報有之候趣実ニ国家ノ大慶庶民之大幸此事ニ御座候依テ庶民安堵之タメ且ハ外国へ之名聞ニモ相對シ且以テ彼国御出張ノ御方之御勝利ノ功ヲ祝セント



府下一般国旗相掲祝賀致候様区戸長へ申談度此段奉伺候也

これをうけて大久保一翁は十日、太政大臣三条実美に「下情可然事ニテ為掲出度候得共外国人見聞モ有之事ニ付此度等之節文明国振合如何哉不相心得且和漢良将全勝之節凱歌不急美談モ有之大使復命ノ節ニテモ可然哉」として指示を求めた。

上申をうけ台湾蕃地事務局は、「列聖エ神饌幣帛奉供被為在百官群臣へ鋪筵ヲ賜リ海内一般祝賀ノ大典ヲ被為拳可然事件ト被存候」として、まず「伺ノ趣ハ追而可相達候事」と達するよう求めた。台湾蕃地事務局は、「府下一般」が「国旗」を掲げることに賛成で、なるべく大きな「祝賀ノ大典」にしようと考えていたのである。

十七日、大久保一翁が国旗掲揚について再申書をもって正院を訪れた際、大内史土方元より「伺ノ趣追テ可及差凶事」と達せられ、さらに「是等之儀ハ不及伺出候条其府見込ヲ以テ取計候」と口達された。

大久保一翁が再申したのは、東京府下の区長戸長から「御帰朝ノ当日街頭御国旗ヲ掲ケ太平ヲ奉祝度旨申出候向モ有之候」として国旗掲揚の願い出がされたのと、三野村から国旗掲揚について「人民中往々相談ノ向キ有之哉ニ付御許可ノ上新聞紙上へ広告仕候ハ、同意ノ輩ハ同様御国旗相表シ可申哉ニ奉存候」とする上申がなされたためであった。このように国旗掲揚の動きは広がりをもせていたのである。なお、政府は、会議所や「市街各家」の国旗掲揚を認めるが、それが指示されたのは十一月二十五日であった。このように指示が遅くなった理由は、「本案之通御決定ニ候処御再議之次第有之東京府限聞届置候様土方大内史ヨリ同府知事へ口達相成候事」とあるように、政府内で国旗掲揚について「再議」があったためである。「再議」<sup>(34)</sup>の内容はわからないが、その理由として岩村らの復命が影響をあたえたと考えられる。大隈は大久保に宛て十一月十八日、次

のように述べているのである。

一般之御布告ハ大臣復命ノ日ヲ期シ先以院省使府県へ為心得御達相成随テ朝野ノ人心果然鎮静ニ立至リ候  
ヘトモ去ル十一日随員之内大臣談判書類持参直ニ上申ニ及ヒ候処同国ノ情実償金ノ名義ニ拘々タル趣意相  
見ヘ右達書ノ儀自然転々流伝同国ニ相聞候テハ大臣ノ面目ニ係候儀モ可有之哉懸念不少

「右達書」とは先述した太政官達一四五号のことであろう。開戦に向けての混乱は同達で治まったが、今、広く国旗掲揚をおこなおうとするなど新たな盛り上がりを見せ始めていた。そのような盛り上がり清へ伝わるのは決して好ましいことではないと考え、「再議」がなされたのではないだろうか。とはいえ、北京談判の成功は「海内一般祝賀ノ大典ヲ被為拳可然事件」であったから、国旗掲揚を「東京府限」としたのである。

### 3 大久保の帰国

当初、大久保らは二十六日に横浜へつく予定であり、大久保らは当日中に帰京し、翌二十七日午前十時から「大礼服」を着用し正院で明治天皇に復命することとなっていた。<sup>(35)</sup>しかし、大久保をのせた金川丸がなかなかつかず、横浜まで出迎えにいらっていた三条もあきらめ午後五時頃にいったん帰京しようである。<sup>(36)</sup>神奈川県令中島信行が十二月二十六日に台湾蕃地事務局へ提出した報告書によれば、大久保が横浜についたのは二十六年日午後十一時であった。<sup>(37)</sup>そのため、式典も当初の計画と大きく異なって進められた。以下、大久保の日記（以下、「日記」と金井之恭の記した「適清日録」<sup>(38)</sup>、さらに中島の報告書（以下、「報告書」と式部寮の提出した「弁理大臣大久保利通帰朝手続」（以下、「手続」）をもとに当日の様子について述べていく。なお、当日の記述は各史料でかなり異なっており、正確に再現することが困難である。本稿では、帰朝式の主体者である大久保

と随行官員の金井の史料を優先し、各史料によって記述の異なる点は注を附した。

翌二十七日朝、神奈川県令および参事が金川丸へ迎えにきて、大久保らは神奈川砲台や停泊中の米国軍艦からの祝砲をうけ、八時に横浜へ上陸した。<sup>(10)</sup>当初、式部寮は海軍省に祝砲を依頼したが、当日、横浜や横須賀に停泊する軍艦がなかったため、陸軍省管轄の神奈川砲台から祝砲が発せられたのであった。

波止場では、参議伊藤博文や坊城はじめ式部寮の官員のほか、区長戸長ら市民二百名が礼服を着てまつていた。大久保らは馬車で大蔵省出張所に移動した。大久保は「当港ノ景況戸毎ニ国旗ヲ飄シ種々ノ飾リ物ヲ拵へ人民歡喜ノ体誠ニ意外ノ有様ナリ<sup>(11)</sup>」と記しており、歓迎されることを予想していなかったようである。なお、「報告書」によれば、当日の市内は戸毎に国旗だけでなく提灯も飾り、鉾をかざった山車が五輛、屋台が三輛、「山形祝燈」が一個もつけられ、人々は「歓娛シテ以テ祝意ヲ表」したという。十一月二十八日付『日新真事誌』も「港内ノ市街ニハ毎戸御国旗數流ヲ翻カヘシ又連軒日章ノ提灯ヲ羅列シ門戸或ハ通行ノ橋々へハ西洋式ノ花飾ヲ設ケ或踊リ舞台出シ物拵ヲ拵ヘ戸々家々酒肴ヲ設ケ就中町会所ノ結構壯觀美麗ヲ尽シ今ヤ遅シト待受ケタル」と報じている。出張所では松平春嶽、伊達宗徳、亀井茲監、壬生基修、醍醐忠順、山内豊範が出迎え、醍醐と山内が「華族議院総代<sup>(12)</sup>」として祝辞を述べた。ほどなくして三条が「御使」として到着し口上を述べ、大久保らは鴨のシチューやビフテキ、ワインなどを楽しんだ。<sup>(13)</sup>三条は七時の汽車に乗るはずであったが、乗り遅れてしまい八時十五分の汽車で横浜にきたのだった。<sup>(14)</sup>十一時を過ぎた頃、神奈川県管下人民惣代として原善三郎・高島嘉右衛門・茂木惣兵衛・金子平兵衛・鈴木保兵衛の五名が出張所にやってきて、大久保は伊藤や惣代たちとともに神奈川県庁の裏にあった、明治七年四月に竣工したばかりの町会所へ移動した。この町会所の階上には先述の区長戸長および市民二百名がまつていた。同所では、惣代を代表して高島が祝辞を述

べ、続けて山梨県からやってきた県民惣代名取善十郎と新海吉哉も祝辞を述べた。これをうけ大久保が謝辞を述べ、その後、大久保ら一行は別室で県令や参事と共に祝杯をあげた。<sup>(45)</sup> 十二時になると、大久保らは馬車に乗り高島宅へ立ち寄った。ここでは「内務省官員奏任以上二十人余」が出迎えた。<sup>(46)</sup> 大久保は、再び大蔵省出張所を経て横浜ステーションへ移動し、午後一時十五分発の汽車で新橋にむかった。

午後二時過ぎに新橋へついた大久保らを宮内大丞杉孫七郎と歩兵大隊および騎兵小隊からなる儀仗兵が迎え、騎兵隊に先導され馬車で正院へむかった。当初、赤坂の仮皇居へ参内の予定であったが、明治天皇が正院に臨幸していたためである。正院では、明治天皇自ら大久保を出迎え、明治天皇の右側には「大臣参議内外史一員ツ、宮内卿侍従三員式部官員等」が列していた。大久保は明治天皇より「汝克ク朕カ旨ヲ体シ反覆弁論遂ニ能ク国難ヲ全フシ交誼ヲ保存セシム是一二汝カ誠心ヲ竭シ義ヲ執テ撓マサルノ致ス所ナリ啻ニ朕カ心ヲ安スルノミナラス実ニ兆庶ノ慶福タリ」との勅語をうけたのち、<sup>(47)</sup> 休所で各大臣や参議も同席のもと北京談判について復命した。なお、復命には先に玄武丸で帰国していた福原など十名も同席しており、そのあと大久保らは「御祝酒」をうけた。午後四時、大久保はさらに「酒二樽・料理一折」<sup>(48)</sup> を下賜され正院玄関より騎兵にまもられ帰宅した。大久保は当日の日記に「嗚呼人民ノ祝賀 御上ヨリ御待遇ノ厚誠ニ生涯ノ面目只々感泣ノ外ナシ終世忘却ス可カラサルノ今日ナリ」<sup>(49)</sup> と記し、感激の大きさを述べている。翌二十八日、大久保は前日のお礼を述べるため参内するが、その際、皇后に謁見し「談判功を奏して安慮せりとの御詞」をうけた。また、同日、二十四日に帰国していた高崎が参内し天皇に謁見している。<sup>(50)</sup>

このように強い歓迎ムードのなか大久保は帰国したのだが、『日新真事誌』のブラックに見えていた新橋の様子は少し異なっていたようだ。二十九日付の記事で次のように報じているのである。

大臣ノ新橋ニ着カル、ヤ前ニ反シ惟見物ノ者雲集雜踏スルノミニテ曾テ商農輩一人ノ礼服ヲ着テ欣々然トシテ此盛事ヲ体認シテ迎拜シ恭ク祝賀ヲ呈スル者有ルヲ見ス都府輦轂ノ下ニシテ却テ横浜山梨県等ノ人民ニ如カス是全ク都鄙地ヲ換ヒタル風化ノ陋鄙ナル何ソ両県下人民ノ為メニ恥チサル嗚呼慨嘆ニ堪ヘサルナリ

なお、横浜や東京以外でも、大久保の帰国を祝おうとする動きがあった。十一月二十七日に広島県令伊達宗興は、北京談判の成功を「皇国御威光万国ニ輝耀候」として「衆庶敬祝之裏情難默止旨ニテ拝賀之時日ヲ選ミ祭典式ヲ設ケ各家御国旗掲揚取計度」と上申した。しかし、庶務課では「既ニ時日モ相過殊更ニ祭式執行為致候ハ不都合ニ被存候」と審議し、伊達へは十二月十八日、「伺之趣不及其儀候」と達せられた。<sup>(51)</sup>先述したように、政府は祝典が東京以外で盛り上がることを望んでいなかったのだろう。

帰京前に式部寮が作成した予定では、大久保は十一月二十六日に仮皇居へ参内し天機伺をおこなうこととなっていた。しかし、船の到着の遅れによってまだおこなわれていなかった。そのため、大久保は十二月九日、随行官員のうちの奏任官とともに参内することとなった。<sup>(52)</sup>十一月二十五日に式部寮が天機伺について蕃地事務局に問い合わせた際は、「不日大久保弁理大臣婦朝復命之日赤坂皇居へ大臣以下随行之官員天機伺トシテ一同参上可有之ニ付今般随行婦朝之向並最前既ニ婦朝致居候輩モ大臣一同参上可有之旨御局ヨリ御達方御取計有之度」と伝えるだけで、進行について何も触れていなかった。しかし、九日に参内するにあたり、式部寮は次のような天機伺式を作成している。<sup>(53)</sup>

- 一 本日午前十時弁理大臣随行官員ヲ率テ参朝各通常礼服用ス
- 一 出御大臣随行員ヲ召ス之率テ御前ニ進ム大臣傍ニ侍ス官員各御正面ニ列シ敬礼ス勅語アリ

- 一 畢テ各退ク〔下臈ヲ先トス〕
  - 一 大臣随行官員率テ神殿ノ階下ニ進ム大臣ノ後口ニ諸員之列拝礼ス次テ着床〔神楽舎南側各北面〕神酒幣物等ヲ賜フ〔掌典神部役之〕畢テ各退ク
  - 一 宮内省ニ於テ大臣以下絹帛并祝酒ヲ賜フ
- 各退去

当日、大久保らは午前十時に参内、明治天皇と謁見して「先般清国出張一統苦勞ニ在ル<sup>(54)</sup>」との勅語をうけた。その後、大久保らは賢所（神殿）を参拝し、「神酒」と「幣物」（大久保は「倭錦」（大和錦）一卷<sup>(55)</sup>、奏任官たちは「白絹」一疋）をそれぞれ下賜された。また「賜物」として大久保は紅白の縮緬四疋を、奏任官たちは白羽二重二疋をそれぞれ下賜された。しかし、なぜか大久保に随行した奏任官のうち田辺だけ謁見・参拝に選ばれなかった。そのため、九日に外務省より問い合わせがなされ、田辺は二十五日に参拝をおこなった。また九日、谷干城が帰京し、「酒一樽・交魚一折」を下賜されている<sup>(56)</sup>。

なお、「判任官員外国出張之節賜物無之近例ニ候処今度随行格別之義」として、大久保に随行した川村・平川・黒岡・園田・岸良・萩原の六名も「特別之訳」をもって謁見・参拝することとなった。川村らは十二月二十七日に参内し、「幣物」として晒一反、「賜物」として絹一疋を下賜された<sup>(57)</sup>。

また十二月十三日、明治天皇より大久保へ「佐賀役以来引統支那北京発遣等為国家尽力勲勞ノ程被 思食候依之別段 叡慮ヲ以テ御手許金一万円下賜候事<sup>(58)</sup>」が達せられた。しかし、大久保は十八日、宮内卿代理万里小路博房へ次のように述べ「賜金」の返上を願ひ出した<sup>(59)</sup>。

臣目算ノ如ク運籌国家充分ノ光荣ト為ス事ヲ得ス殊ニ台蕃問罪ノ事件起リテ以来経費巨大ニシテ上ハ宮中

ノ用度ヲ損殺セラレ下ハ官省ノ定額ヲ減少ス誠ニ国家多端ノ秋ニ際シ皇居及太政官ノ再興ヲモ未タ土木ニ着手スルニ至ラス臣等日夜憂慮惜サル所以ナリ故ニ国民モ往々献金ノ拳アリテ多費ノ万一ヲ裨補セント請フモノアリ臣利通ノ如キハ居ル所ノ位地既ニ高ク享ル所ノ秩禄モ亦少カラス：今般ノ恩賜奉還仕候伏シテ冀クハ之ヲ以テ国家有益人民救済其余目下ノ急務ニ属スル補足ニ施用アランコトヲ

このように、大久保は台湾出兵をはじめ皇居の焼失など多額の資金が必要な現状を理由とし、徳大寺にも「賜金」の返上を願うが、明治天皇は「当春以来不容易奔走尽力終ニ清国葛藤モ平和ニ帰シ深く思食被為在不取敢御手元ヨリ被賜候ニ付如何様ニ申立候トモ御採用不被為在」ほど強い意思をしめした。そのため大久保は「致方無之」、この「賜金」をうけた。<sup>(60)</sup> 明治天皇がいかに北京談判の和議成立を喜んでいたのである。

この間、十二月二十一日午後三時から延遼館において、清に派遣された随行官員のほか北京談判にかかわったボアソナード、リゼンドル、ピットマンなど二十名が集まり慰労のための会食もなされている。大久保は当日の日記に「各祝益ヲ傾ケ随分佳興ナリ」と記しており、慰労会が盛況だったことをうかがわせる。<sup>(61)</sup>

帰国してからも大久保は忙しい日々を過ごしていた。<sup>(62)</sup> 大久保の大きな懸念は、木戸孝允が台湾出兵に反対し山口県にもどってしまったことであつた。大久保は「前年欧州ヨリ帰朝ノ後国家ノ大政ニ就テハ木戸君ノ驥尾ニ附従シ百事協心戮力センコトヲ希望」しており、伊藤が使者となつて、木戸を京都大坂まで連れてくることとなつた。<sup>(63)</sup> 大久保は少典医伊藤方成より「当秋以来支那在留長々水土不適之地ニテ：消食機不宜下肢浮腫も一段相増全血質不良ニ起因被致候儀ニテ此度充分之治療不相加候半テハ往々難治之症ニ可相成奉存候」として「温泉殊ニ摂州有馬之温泉ヲ以て十分適當可致」とする「容体書」をえた。こうして大久保は「彼地ニ入浴療養仕度候間何卒往返ヲ除之外日数三十日之御下賜」を願い出て、十二月二十四日から湯治のため大坂にむ

かつた<sup>(64)</sup>。大久保は大坂で木戸と会見する。いわゆる大坂会議である。なお、大久保の日記をみると、明治七年の暮れは五代友厚らと囲碁を楽しみ過ごしたようで、よい骨休めにもなったようである。

## 二 特命全権公使柳原前光の帰国

大久保の帰朝式の準備と並行し西郷の凱旋式の準備が進められるが、西郷より一足早く、五月に清へわたり交渉をおこなっていた特命全権公使柳原前光が帰国した<sup>(65)</sup>。

和議が成立し大久保らが北京を去った後も、柳原は同治帝との謁見を求め北京に残っていた。何度も催促した結果、柳原は十一月二十九日に謁見をはたした。柳原は翌三十日、一等書記官鄭永寧を臨時代理公使にして北京を離れ、天津を経て、十二月十日に上海へついた。北京を出発したあと、石を投げつけられ、柳原の従者が頭を怪我する事件があったが、大事にはならなかった<sup>(66)</sup>。

なお、三条らは十一月十九日に「大久保弁理大臣帰朝復命之上足下進退之儀可相達候条先以北京滞在可有之候」とおくっており、大久保が帰京した二十七日、柳原へ帰国するよう電報もおくった<sup>(67)</sup>。

柳原が十九日付の書簡をみるのは天津においてであった。柳原は十日に上海を出港し、十九日に長崎へつき、その日の夜には「米国郵船」にのり出港している。

柳原は二十五日に横浜に到着の予定であると事務支局から連絡があり、式部寮は柳原の帰朝式の計画をたて二十四日に提出した。柳原の帰朝式も「特例」によって馬車が用意され<sup>(68)</sup>、大蔵省出張所では「酒饌」が、また、横浜から新橋まで「別仕立ノ汽車」が用意されるなど大久保に準じたものであった。また、出迎えとして



「参議一名」のほか、外務四等出仕田辺太一と同六等出仕大原重実が派遣された。<sup>(69)</sup>十二月二十六日付の『東京日日新聞』には、「柳原公使ハ郵船ゴルデージ号にて昨二十五日午前一時横浜へ着せらる大隈参議橋本（実梁―筆者）式部権助出迎ひとして出港あり公使ハ小蒸気船にて上陸せられ十時四十分着京すぐに参内せられたり」とある。なお、柳原の帰国に際しては東京府知事大久保一翁からの願い出などもなく、とくに戸毎に国旗が掲げられることもなかったようである。

新橋でも、馬車は用意されていたものの儀仗兵などはおらず、出迎えも式部寮の官員のみであった。柳原はそのまま参内し謁見するが、「同時外務省四等出仕田辺太一携伴ノ事」とされた。先述したように、田辺だけ九日に謁見をしていないためであったろう。なお、復命の際には大隈のほか三条と岩倉が陪席した。<sup>(70)</sup>謁見のあと、柳原は宮内庁において「酒饌」をうけている。

### 三 台湾蕃地事務都督西郷従道の凱旋

#### 1 台湾蕃地からの撤兵

十一月十二日に岩村らの復命を聞いた政府は、すぐに撤兵のため動き始めた。

同日、大隈は事務支局へ、事務局の所有する東京丸（二二一七トン）、高砂丸（二〇一九トン）、金川丸<sup>(71)</sup>、東海丸（一四〇〇トン）、豊島丸（五九七トン）の五隻を西郷と兵隊たちの帰国に使うことにしたので、東海丸をのぞく四隻へ達するよう電報で伝えた。<sup>(72)</sup>

翌十三日、東海丸は勅使と台湾蕃地の少女をのせ横浜を出港し、神戸で「上酒」一五〇樽と「極上々鯛」

一万枚を積み込み、長崎へむかった。長崎で勅使は筑波艦にのりかえ、東海丸とともに台湾蕃地へむかった。この少女は、台湾蕃地での戦闘の際に保護され、「少年トハ乍申女ノ儀ニ付在陣候而ハ不都合ニ有之一旦入朝為致追而帰着所相分り次第送届候筈」として大倉喜八郎に預けられていた。<sup>(75)</sup>その後、「空シク帰蕃為致候モ無詮次第ニ付於当地誘導教化将来遠図ノ一助トイタシ度」として大倉から上田発太郎に預けられ、上田は「皇国ノ美風」を身につけさせようとした。<sup>(74)</sup>そのようななか、北京談判の和議成立をうけ少女を蕃地に戻すことになったのである。<sup>(75)</sup>

勅使の到着を前に十六日、先述したように、大久保が台湾蕃地にいき和議成立を西郷へ伝えていた。西郷はこれをうけ十七日、大隈に「当地出張ノ諸官員兵隊等悉皆順次帰朝為致候」と伝えている。<sup>(76)</sup>これにより、勅使の到着を前に運送船の用意が出来次第、随時、兵隊たちの帰国が開始された。十一月二十日には、台湾蕃地にいた瓊浦丸（五五八トン）が「第三砲兵百五十二人病人三十五人死骸二百余工兵部官員夫卒四十人余并物品器械等」（病人のうち一名は航海中に死亡）をのせ出港し、<sup>(77)</sup>また二十三日には、前日に到着したばかりの東京丸へ「歩兵第十一大隊二十二大隊并彈藥器械過半」<sup>(78)</sup>のほか「患者夫卒四十二人工兵會計夫卒七十名諸官員佐久間（左馬太―筆者）參謀以下数十員」<sup>(79)</sup>をのせ出港させた。

なお、二十一日には清国砲艦一隻が到着し、また台湾知府周懋琦が兵隊百人余を率いて台湾蕃地に上陸し、西郷と会見をおこなった。そして、二十四日には西郷が兵隊たちへ、「清国終に屈服して我が軍費を償ふに至る因て本地は清国の乞ふ処に任せて之を彼に附与し全軍悉く凱旋すべきに決せり」と伝え、「今此地を去るに臨み猶且平穩を主とし嚮に屢々諭告する処の旨趣を大認して各粗暴の挙動を戒め義挙の義挙たる所以の意を失ふこと勿れ」と告諭した。<sup>(80)</sup>

二十七日、勅使の東久世が台湾蕃地に到着し、西郷へ「全権弁理大臣大久保利通等同国政府ト互ニ條款ヲ換へ彼己ニ我カ義拳ヲ認メ以テ我兵ヲ撤シ更ニ和好ヲ全フスルニ至ル乃チ汝ヲシテ全軍ヲ將テ凱旋セシム汝其レ斯旨ヲ奉セヨ」との勅語を伝えた。<sup>(81)</sup> 西郷は勅語をうけて十一月二十八日、大隈と山県に「凱旋被仰付敬承仕候運送船モ追々回航候ニ付引払ノ都合夫々相運：来月三四日頃ニハ全軍引揚可申候」と伝えている。<sup>(82)</sup> 翌二十九日、東久世は東海丸にのつて帰国したが、同船には樺山資紀と「第一大隊一中隊ト兵隊病人九十人武庫司裁判工兵部官員等」<sup>(83)</sup>も乗船していた。

西郷は帰国を前に、「琉球国人被害ノ五十四名石碑」を建て、また、「各部之首長呼出」して「生熟人民へ当節撤回可致趣意」を告諭し「酒饌並物件等相応ニ相与」<sup>(84)</sup>えた。

西郷は十一月三十日、「在營の総人員高砂丸へ乗組（十二月二日に出発し―筆者）帰朝可致旨」<sup>(85)</sup>を達した。十二月一日夜には「死体百五十夫卒五十七人：其他陸軍省官員数名物品沢山」<sup>(86)</sup>をのせた豊島丸が台湾蕃地を出港している。十二月二日、清の軍艦二隻が台湾蕃地に到着し、台湾蕃地の引き渡しがおこなわれた。西郷は歩兵第一大隊および水兵一中隊ほか全官員と高砂丸へ乗船し、筑波艦と清国軍艦揚武号の礼砲をうけながら台湾蕃地を離れた。<sup>(87)</sup> こうして全軍の撤兵が完了したのである。<sup>(88)</sup>

高砂丸は十二月七日に長崎へつき、西郷は八日、大隈へ「台湾ヨリ持帰リシ物品売却其他一ト通り長崎ニテ処分相済申候末我東京丸ニテ東京エ帰り度キ故東京丸到着次第長崎エ御差越可被下候」<sup>(89)</sup>と求めた。当初、台湾蕃地から博多を経由して東京にもどっていた東京丸は、「清国政府ヨリ上海ニテ可請取清貨四拾万兩」<sup>(90)</sup>を受け取りにいく予定であった。しかし、西郷のたつての願いにより急遽、長崎から横浜まで西郷が乗船することとなり、東京丸は十四日に東京を出港し長崎へむかった。<sup>(91)</sup> 西郷が東京丸での帰京を求めたのは、この船が台湾蕃

地事務局の購入した十三隻のうち、最も巨大だったからだろう。

十二月十五日には、三条と岩倉から西郷へ「今般台湾全軍凱旋過日長崎御安抵致候旨電報ニテ致承知雀躍不<sup>92</sup>過之存候」として、慰問のため台湾蕃地事務局御用掛の権少内史野口常共を派遣することが伝えられた。後述するように、このころ政府では西郷の凱旋式の準備が進められており、野口の派遣は「御着京ノ節凱旋式諸手続等委曲御聞取被下度」ためであつた。<sup>93</sup>

西郷は十二月二十二日、東京丸に乗船し長崎を出港した。なおその際、「都督昨日出帆 相成候上ハ都合有之ニ付協議ノ上支局標札ハ取除<sup>94</sup>」かれた。もともと事務支局が設置されたのは台湾蕃地への出兵のためであつたから、当然の処置であつたといえよう。

## 2 明治政府における凱旋式の準備

西郷の式典は、大久保や柳原の帰朝式とは異なるものであつた。凱旋式であつたからである。しかし、明治政府に凱旋式をおこなつた経験はなく、そもそも凱旋式とはいかなるものか調査することから始めなくてはならなかつた。

台湾蕃地事務局では、ヨーロッパで近年におきた戦争の凱旋式の取り調べをはじめていた。十一月二十五日に、一八七三年から一八七四年にかけて現在のガーナにあつたアシャンティ王国とイギリスの間で戦われた第二次アングロ・アシャンティ戦争における「アシャンチーヨリ英兵隊凱旋之節儀式訳文」が、続けて三十日には「七十四年四月四日龍動画入新聞」の「軍兵ノ凱旋」の抄訳が提出された。そこでは凱旋式が「火急ニシテ充分ノ装置ヲ設クルコト能ハサリシト雖モ神速ニ」準備され、場内を「近衛歩兵第二連隊近衛龍騎兵第四

連隊近衛榴弾砲兵第一大隊」が警備し、「街道ノ両傍ニハ赫々タル国旗ヲ翻カヘシ群集ノ看衆眼ヲ驚カシテ雑踏セリ」なかを帰国した兵隊たちがヴィクトリア女王に謁見する様子が記されていた。また、同三十日には、一八五三年から一八五六年にかけて戦われたクリミア戦争におけるイギリスの「グレナジール隊礼典」の抄記も提出されている。<sup>(95)</sup>

なおその間、大隈は十一月二十五日、陸軍省と海軍省へそれぞれ凱旋式の計画について「一応御打合被下度」として掛け合っている。ただし、山県へ「今般西郷都督台湾蕃地出張之兵隊引率凱旋ニ付テハ着京之節何様之礼式御執行之御含ニ候哉欧式ハ余程鄭重之儀ト伝承候得共御省御取調今般之諸式ハ何程之御見据候哉」と聞いたのにたいし、海軍少輔伊集院兼寛へは「今般台湾蕃地出張之兵艦凱旋ニ付テハ着京之節如何様之礼式御執用相成候哉」とあっさりしたものであった。海軍省は二十七日、「祝砲可相整軍艦碇泊致シ居候節ハ兵艦ニ乗組婦朝官員之官等ニ応シ例規之通り祝砲礼式執行可致候ト存候」と回答している。<sup>(96)</sup>一方、山県は大隈と面会し相談したようである。十二月四日、大隈は山県へ「過日御面話有之候欧州兵隊凱戦之式於当局抄訳之分三綴御回申候也」と伝えている。<sup>(97)</sup>「三綴」とは右であげた三つの抄訳であろう。

なお大隈は、アメリカ公使ビンガムへも南北戦争における凱旋式の様子を問い合わせていた。十二月十一日に同公使館書記官ステベンスより回答がなされるが、ステベンスは「ビンナム氏へ承り合候処全ク過日御光來之節私ヨリ申上候ト相違無之南北戦争ノ後グラント及シエルマン部下ノ二軍華盛へ凱旋ノ節ハ唯尋常大練閱之時ト同様ニシテ別ニ礼式無之候」と答えている。<sup>(98)</sup>

また、大隈は大久保の際の様子についても各所に問い合わせており、十二月十二日、正院内史課より「途上警衛兵并儀仗兵之儀」が、また式部寮より「御式振手続等」が届けられた。また同日、大隈は警視庁へ「邏卒

配置等ノ次第」について照会し、さらに東京府や神奈川県にも資料の提出を求めた。<sup>(99)</sup>

式部寮などから資料が提出され、後で紹介するように、陸軍省からも「取調書」が提出されたことで、大隈は十二月十四日、「西郷都督近々帰京相成候ニ付途上警衛兵并儀仗兵等陸軍敬礼式ニ抛リ御差出可相成哉依之陸海軍省へ御達案ヲ具シ并陸軍省取調書相添仰高裁候也」として、陸軍省および海軍省への達案のほか「蕃地事務都督帰朝之式」、「西郷都督以下凱旋式手続」、「参官式」を添付し上申した。<sup>(100)</sup>

陸軍省の作成した「蕃地事務都督帰朝之式」では、次のように計画されていた。

- 一 陸軍卿ハ（公文録）では「卿ハ」が消され「省ヨリ」と赤字で修正されている―筆者）伝令使一名ヲシテ都督ヲ横浜ニ迎ヘ更ニ伝令使一二名ヲシテ之ヲ新橋ステーションニ迎ヘシム
- 一 鎮台ノ将官ハ自カラ都督ヲ新橋ステーションニ出迎フ可シ
- 一 都督ハ新橋ステーションヨリ直ニ参内謁見ス此時慰勞ノ勅語アル可シ
- 一 儀仗兵ハ鎮台騎兵二小隊ニシテ中尉之ヲ指揮ス
- 一 東京鎮台兵悉皆（近衛兵ヲシテ出迎ヘシムルハ天皇陛下ノ上裁ニアルヘシ）出迎トシテ都督ノ通路適宜ノ地ニ整列セシメ都督通行ノ節指揮官令シテ肩銃ヲ為サシム喇叭ハ「ラツベル」ヲ吹奏シ軍旗亦礼式ヲ行ヒ将校ハ上長官ノミ剣ヲ以テ礼ヲ為ス

但此諸兵隊ハ都督通過ノ後順次帰營スヘシ

以上の内容からのみではわかりづらいが、陸軍省や政府は、イギリスにおけるような凱旋式をモデルとして計画したようである。たとえば十三日、大警視川路利良は大久保へ次のように問い合わせているのである。<sup>(101)</sup>

遣外国大使非常之功勲有之帰朝之日又ハ陸海軍將凱旋等国民共ニ慶賀可致事ニテ朝廷特例ヲ以御優遇相成

近衛兵ノ儀仗ヲ賜リ祝砲放射有之人民モ国旗ヲ掲ケ奉祝候節ニ於テハ該官通行之道筋へ別段巡查配列專其優礼ヲ蒙リ候人ニ対シ護衛致シ其外通常之儀ニハ其道筋雑踏之タメ巡查多人数差出候トモ其人ニ係ハラズ一般之警邏ト相心得可然哉此段相伺候条至急御指令ヲ仰キ候也

ここでは、大久保の帰国や西郷の凱旋は、政府と人民がともに慶賀すべきこととされ、近衛兵が儀仗兵をつとめることや「人民モ国旗ヲ掲ケ奉祝」することが想定されている。なお、この問い合わせをうけ大久保は十五日、「致審按候処同行伺出之通御許允相成候テ可然ト存候」と三条へ上申するが、その際、「追テ本条之趣ハ不日西郷都督帰朝之節施行致候筈ニ付至急御裁可有之度」と申し添えているのである。

また、「西郷都督以下凱旋式手続」と「参官式」は大久保の際とはほぼ同様なものであった。まず、「西郷都督以下凱旋式手続」では横浜港に到着してから正院までの計画を次のように記している。

- 一 都督着港前日蕃地事務局并式部寮官員諸事取扱トシテ横浜へ出張之事
- 一 正院ヨリ馬車式輜横浜へ可差回置事〔都督波戸場ヨリ横浜ステーション迄之乗用ニ備フ〕但乗馬之儀参軍参謀用ヒ可有之ニ付陸海軍省へ可掛合事
- 一 当日太政大臣蕃地事務局長官為迎同所出張之事
- 一 着艦ノ旨税関ヨリ報知次第式部頭并外一名艦中へ為尋問可罷越事但上陸并入京之時刻可打合事
- 一 小蒸気ヲ以テ都督以下乗用ニ充テ上陸之事
- 一 都督以下上陸ノ上波戸場ヨリ兼テ設置タル馬車ニテ休所〔即チ大蔵省出張所〕へ着之事
- 一 休所ニ於テ酒饌ヲ賜ル事

但參軍參謀林大佐横山權助并尉官相当以上及ヒ出迎之三職諸省卿補ヘモ賜ル事

一 私事面謁ノ為メ別ニ休所ヲ設置事

一 町会所ヘ立寄之事

但神奈川県令ヘ打合之事

一 大蔵省出張所ヨリステーシヨンへ着之上別仕立ノ汽車ニ都督一同出迎ノ大臣以下乗込之事

一 新橋ステーシヨン着前式部寮官員同所ニ於テ休所ヲ設ク事

一 同所暫時休憩之事

一 同所ニ儀仗隊等整列之事

但陸軍省ヨリ上申之式ニ詳ナリ故ニ略之

一 同所ヨリ馬車〔馬〕ニテ正院ヘ参入途中邏卒警固ノ事

但正院或ハ陸軍省ヨリ備置タル馬車或ハ馬ノ事

列左ノ通

騎兵——大臣參議〔馬車〕——都督〔騎馬カ馬車カ〕

〔参官式〕では正院における明治天皇との謁見について次のように記している。

一 都督ハ正院臨御ノ御門ヨリ乗馬〔車〕ノ儘入込正院前庭ニ於テ下乗ノ事

一 聖上正庁階上ニ於テ都督ヲ迎ヘ給フ

但階上右ノ方ヘ大臣參議内外史一員ツ、宮内卿侍従三員式部官員等列ス

一 主上都督ヲ率ヒ給ヒ内閣ヘ入御



一 御対面アリ勅語畢テ入御

一 都督休所ニ入ル

一 主上更ニ出御都督ヲ召シ復命ニ聞食サル

但大臣參議海陸軍大藏内務外務卿班列ス

一 御祝酒ヲ賜フ

一 都督御玄閑ヨリ退出騎兵都督ノ邸マテ護衛途中邏卒警固ノ事

野口は以上の書類をもつて長崎へむかったのであろう。

十二月二十二日、大隈の上申が受け入れられ、この三つを合わせ西郷の凱旋式の計画が決定した。陸軍省へは「途上警衛兵并儀仗兵及東京鎮台兵悉皆可差出且思食ヲ以近衛兵ノ儀モ同様被仰出候」、海軍省へは「相当ノ敬礼式施行可致」とそれぞれ達せられ、工部省や宮内省などへ凱旋式の準備をおこなうよう達せられている。また、式部寮は二十日、西郷らの仮皇居への参内についても問い合わせていた。これは大久保が奏任官を率いて十二月九日に賢所へ参拝したのに準じたものであった。

なお、東京府下では西郷の凱旋を祝賀する動きがあった。十二月二日、会議所頭取の三野村がふたたび東京府知事の久保へ、西郷の「御着京前後両日東京市中ニ於テ奉祝賀度」として、「有志ノ者共并ニ会議所ヨリ出金仕御府下一ヶ町毎ニ祝酒一樽宛遣シ申度」と願いでた。三野村は西郷の「御帰朝当日御府御門前ニ於テ御祝酒各町へ相渡」そうと考えたのである。これをうけ大久保は翌三日に政府へうかがいでているが、「当府見込ニテハ右様ノ事無之方却テ御趣意深遠ニ可有之且會議所積金ハ府下一般相掛候コトニ付一般見込如何」と考えていた。ここからは、大久保が台湾出兵の成功は「府下一般相掛」ことではなく、また「府下一般」を祝祭

に巻き込むことは政府の「御趣意」に反すると考えていたことがうかがえる。<sup>(10)</sup>

また、西郷の到着した十二月二十七日朝に大久保は正院を訪れ、「去月中弁理大臣大久保利通殿帰朝ノ節御国旗掲出為致候間此度ノ儀モ同様闔家為掲可然哉早行御指揮有之度」とうかがいでた。これをうけ政府は「蕃地事務都督西郷従道本日凱旋ニ付府下人民御国旗ヲ掲揚奉祝ノ義不苦候条早々御取計可有之此旨申入候也」と答えている。<sup>(11)</sup> なお、当日の午前七時、蕃地事務局へ「サクヤ ヲダンジ ハタノコト ソノスジヨリ オタツ シ ナケレバ ダサスト チジ モウス」と電報がおくられ、蕃地事務局は午前十時前に「サイゴヲ チヤク ニツキ コンニチ フカ イツパン ハタヲ ダサセテ シカル ベシ」と返信していた。このやり取りから、二十六日夜に蕃地事務局と東京府の間で国旗掲揚について打ち合わせがなされており、国旗掲揚に積極的だったのは蕃地事務局であったことがうかがえる。<sup>(12)</sup>

### 3 西郷の凱旋

西郷の航海は順調で、十二月二十七日朝に横浜へついた。西郷の凱旋式は予定通りおこなわれた。<sup>(13)</sup> なお、翌二十八日付『東京日日新聞』の記事によれば、大久保の帰朝式と同様、当日の横浜は「戸々高く国旗を掲げ球燈を張り人民ハ一同礼服を着し高帽を載き神奈川県に從て波戸場に出迎へ…町会所高閣に至りて…祝辞」を述べたという。これをうけ西郷は「若シ清国ト一旦開戦ニ至ラバ諸子ト雖トモ国難ニ殉スル義務有テ其營業ニ服スル能ハザルコト知ルベキナリ然ルニ国威赫々和好ヲ保全ス人民ノ鴻福何ヲ以テ之ニ過ギン」と答えた。なお、当日はあいにくの雨模様であったが、十二月二十八日付の『郵便報知新聞』は新橋から正院までの様子を次のように記している。

鉄道局の柵内鎮台兵左右に列し芝口橋より銀座三丁目辺まで西側に排列す次に工兵砲兵騎兵整列を正して京橋に至る京橋より鍛冶橋まで近衛兵整列せり橋内ハ近衛砲騎兵の三兵整々として正院まで接せり市街ハ悉く旭章を懸け雨中に閃き兵隊盛装して満身の雨水を避けず都督隊前を通過する時ハ喇叭を鳴し捧銃の礼を行ふ実に梳風沐雨数月の労苦を辱とせず万里の波濤を侵し国威を海外に輝せし勲労あれハ斯る題栄ハさも有へき筈なり

右で紹介した『東京日日新聞』も「新橋より京橋迄の大通りの家々より国旗を軒前に掲げ此歳暮の勿忙なる内にも午前十一時より都督の帰着ある迄ハ凡そ三時間許の程ハ恰も祝日ニ遇ひたる思ひを為」したと記しており、大久保の帰朝式について不満をのべた『日新真事誌』でさえ、十二月二十八日付の記事で「嗚呼都督凱旋ノ礼典豈盛ンナラスヤ」と記している。新橋から正院にかけ、とてもにぎやかであった様子がかがえよう。

西郷や三条らは新橋でしばらく休憩し、馬車で正院へ移動した。正院で明治天皇に謁見し「汝従道嚮キニ都督ノ命ヲ奉シテ蕃地ニ入ルヤ不日ニシテ兇魁ヲ誅シ諸藩相踵テ降附セシム是一ニ汝ノ難險ヲ冒シ身力ヲ竭スニ由ル朕深く之ヲ嘉尚ス」との勅語をうけた。<sup>(10)</sup>

十二月二十九日、明治天皇は西郷の凱旋をうけ、午前九時半から「御遥拜式」をおこない、続けて十時より賢所で「御親祭式」をおこなった。<sup>(10)</sup>十一時には西郷が、「参軍」をつとめた陸軍少将谷干城および海軍少将赤松則良、「参謀」をつとめた陸軍中佐佐久間左馬太および一等副監督川崎祐名とともに参内した。当初、西郷と「参軍」のみで参内する予定だったが、前日の二十八日に大隈から「奏任官ノ儀モ特殊功勞有之向ハ是又参内相成御内儀」と伝えられ、西郷が「参謀」の参内も希望したのであった。<sup>(10)</sup>西郷らは明治天皇と謁見し「台湾出張何レモ勉勵苦勞ニ在ル」との勅語をうけ、西郷は「馬具一背ヒストル二挺」、谷らは「馬具一背」をそれ

ぞれ下賜された。その後、内廷で「皇族三職勅任官」とともに「御対食」<sup>(11)</sup>している。

また、明治八年一月九日には延遼館において、三大臣の主催による「饗宴」が開かれた。大久保は大坂滞在中のため不参加であったが、西郷をはじめポアソナードなど御雇外国人を含め七十一名が参加した。<sup>(12)</sup>

なお、延遼館での宴会を前に川村より大隈へ七日、孟春艦と日進艦が凱旋したので「過日都督並參軍等御覽応有之候類規ヲ以テ右両艦長等相当之御取扱有之度尤陸軍諸隊長等モ必ス何分之御取扱可有之ニ付右振合ニ御照準早々御上申之上御運相成候様致度」との問い合わせがあった。なお、これをうけて大隈は坊城へ十日、「追テ陸軍官員饗応之節ハ同様御取計有之度」と伝えている。<sup>(13)</sup>その後、西郷は山県と相談し、「同地出張之各大隊長其外同轍之御仕成相成度旨」を山県より上申したが、なかなか「御沙汰」<sup>(14)</sup>がなかった。しかし、「熊本鎮台大隊長共」が上京したことから二月十五日、西郷は坊城へふたたび「差急候都合有之候間御含ニテ御取計有之度」として「本文御沙汰可相成比ハ何日ニ相成哉」と強く問い合わせた。こうして二月二十日に「蕃地凱旋陸海軍奏任官」の仮皇居への参内が実施されることとなった。当日の式典は簡素で、明治天皇に謁見し「台湾出張何レモ勉勵苦勞ニ在ル」<sup>(15)</sup>との勅語をうけたのち、「酒饌」と「賜物」を下賜された。なお、当日の参加者および「賜物」は表1のとおりである。

また二十二日、「陸軍下士卒・徵集隊下士卒等十二人を招魂社に合祀」し、西郷を祭主として臨時大祭がなされた。<sup>(16)</sup>大祭では競馬や角力もおこなわれたが、あいにく大雪となり、角力興行も「見物ハいつも程にはあらざりし」<sup>(17)</sup>であったようである。三月二十二日には長崎の梅香崎において、式部助五辻安伸を勅使とし、ふたたび西郷が祭主となつて台湾蕃地において戦死もしくは病死した「陸海軍士官以下夫卒等の霊祭」<sup>(18)</sup>がおこなわれた。

〔表1〕明治八年二月二十日参内者一覽

賜物		職位		氏名
馬具一背代金七十円	陸軍中佐			樺山資紀
	陸軍中佐			高柳邦秀
	陸軍少佐	兼厦門領事		福島九成
	陸軍少佐	歩兵第一大隊長		永田貞伸
	陸軍少佐	歩兵第十一大隊長		奥保鞏
	陸軍少佐	歩兵第十九大隊長		山田頼太郎
	陸軍少佐	歩兵第二十二大隊長		津下弘
	陸軍少佐			西田明則
	陸軍少佐兼権評事			多田正英
	陸軍少佐兼権評事			伏谷惇
	陸軍會計一等副監督			岡林茂基
	陸軍二等軍医正			幸田衡平
	陸軍二等軍医正			橋本綱維
馬具一背代金五十円	陸軍大尉	第三砲隊長		山崎成高
	陸軍大尉			吉利用通
	陸軍大尉			川上親章
	陸軍大尉			吉田諫三
	陸軍大尉			横田充
	陸軍省七等出仕			奥並継
	陸軍省七等出仕			蘆高朗
				坂元純熙
馬具一背七十円	海軍少佐	徵集隊長		沢野種鉄
	海軍少佐	日進艦長		磯辺包義
	海軍少佐	孟春艦長		本島芳武
馬具一背五十円	海軍大尉	砲兵隊長		

〔処番始末〕第一〇〇冊より作成

#### 四 明治八年四月以降の褒賞

明治八年四月十日に「勲等賞牌ノ典」が定められて以降、大久保や大隈をはじめ台湾出兵にかかわった官員たちも褒賞をうけた。

まず、明治九年二月二十二日、西郷が「台湾蕃地事務都督トシテ彼地へ出張鞠躬尽力画策其宜ヲ得速成功ヲ奏ス」として「勲一等」に叙され「賞牌ヲ賜与」された。また、四月五日には柳原が「全権弁理大臣大久保利通未タ派出セサルノ際彼国政府ト反覆弁論遂ニ成功ニ至ル」として「金千円ヲ賜与」された。翌六日にはボアソナードが「二等賞牌并テ金貳千五百円」、リゼンドルが「二等賞牌并金貳千円」をそれぞれ賜与されている。<sup>(19)</sup>

また、同六日、「佐賀県下暴動ノ節出張并ニ大久保弁理大臣清国派遣ノ節随行諸官員賞賜御沙汰書」が達せられ、二等法制官井上毅をはじめ随行もしくは談判にかかわった官員たちもそれぞれ賜与された<sup>(20)</sup>（表2）。明治十年十一月九日には、赤

〔表2〕 明治九年四月六日賜与一覽

賞与	職位	氏名
縮緬代金一七〇円	二等法制官	井上毅
	権少史	金井之恭
	副領事	池田寛治
	租税権頭	吉原重俊
	司法少丞	名村泰蔵
	開拓使幹事	小牧昌業
	外務大丞	田辺太一
	外務一等書記官	鄭永寧
縮緬代金一五〇円	鉄道権頭	太田資政
	侍従番長	高崎正風
	愛媛県権令	岩村高俊
金四〇〇円	コルサコフ副領事	成富清風
絹代金七〇円	権大主記	川村正平
絹代金六〇円	内務大録	萩原友賢 外一名

〔勅語録附録〕 賜賞品祭部稿本より作成

松則良も「彼地出張能ク都督ヲ輔翼シ画策督戦速ニ成功ヲ奏シ候」として「勲二等旭日重光章」を賜与されている。<sup>(12)</sup>

明治十年十二月十四日には大久保と大隈がそれぞれ賞与をうけた。大久保は「佐賀県ノ暴動アルヤ速ニ鎮静ノ功ヲ奏シ台湾ノ拳重任ヲ奏シ清国ニ赴キ克ク其事ヲ弁理シ両国ノ和平ヲ保テリ」として「位一級ヲ進メ（正三位―筆者）且前日授ル所ノ旭日大綬章二年金七百四拾円ヲ付典」され、大隈は「事務長官ノ任ヲ尽シ日夜黽勉能ク之ヲ統理ス」として「金千五百円」を賜与されている。<sup>(13)</sup>この時期に賞与をうけなかった官員や武官においても、たとえば、奥保鞏が昭和五年（一九三〇）に死去し「特旨ヲ以テ位一級被進」められ「従一位」に叙された際、「功績書」に「台湾征討ノ軍工従ヒ炎熱險惡ノ蕃地ニ奮闘シテ大ニ国威ヲ発揚シ；特ニ優渥ナル勅語ヲ賜ヒ」と記されている。<sup>(14)</sup>このように台湾出兵に参加したことは、重要な功績と考えられていたのである。

## おわりに

以上、台湾出兵の終幕について全権弁理大臣大久保利通と事務都督西郷従道の帰国を中心に考察してきた。詳細は本論で述べたとおりである。

和議の成立は、明治天皇をはじめ政府高官たちを狂喜させるほどの快挙であった。そのため、大久保や西郷の帰国に際しては何度も「特例」などの言葉が使われ、その後も何かある度に大久保らは褒賞をうけている。日清戦争や日露戦争の陰にかくれ台湾出兵はあまり注目されないが、近代日本の政治史上において大変に大きな事件であったのである。

台湾出兵は明治政府にとって初めての海外派兵であり、欧米諸国を意識しひとつひとつ手探りの状態ですすめられるが、終幕においてもそれは同様であった。当時、式典の形式は定まっておらず、大久保利通の帰国をうけ大急ぎで準備がはじまった。その際、明治六（一八七三）年九月に帰国した岩倉使節団を参考に準備がすすめられた。そして、大久保の際の式典を前例として、柳原前光や西郷従道の式典が準備されていくのである。

なお、台湾出兵の終幕における大きな特徴は、式典等が国民にむけ閉じられていたことだろう。横浜港周辺や東京の一部（新橋から正院まで周辺）は歓迎ムードに包まれたが、非常に限られた地域のみであったようである。政府内では意見がわかれていたようだが、国旗掲揚などの件をみても、台湾出兵の成功を国威発揚にかなげようとする考えはほとんどなかったように思われる。横浜での人びとの様子に大久保が驚いたことは、それをよく示している。西郷の凱旋式が盛大におこなわれたのも、国内に向けてではなく欧米諸国を意識してのものといえよう。台湾出兵がそもそも不平士族の不満をそらす目的で始まったことを考えれば、式典等を通じて、不平士族たちの愛国主義―陸奥宗光が『蹇蹇録』で述べているような「ジンゴイズム」<sup>(註)</sup>に近いだろう―を刺激することは政府にとって喜ばしいことではなかったのではないだろうか。



## 注

- (1) 台湾出兵研究は、石井孝『明治初期の日本と東アジア』(有隣堂、一九八二)をはじめ枚挙に暇がない。一九九五  
年以前の主要な研究は、安岡昭男『明治前期日清交渉史研究』(巖南堂書店、一九九五)に一覧があり、また近年の  
学説史については、勝田政治「大久保利通と台湾出兵」(『人文学会紀要』第三四号、二〇〇二)に詳しい。
- (2) 清沢冽『外政家としての大久保利通』中央公論社、一九四二、二四三～二五二頁。
- (3) 刑部芳則『帝国日本の大礼服』法政大学出版局、二〇一六、二二頁。
- (4) 高木博志『近代天皇制の文化史的研究』校倉書房、一九九七、一一四頁。
- (5) ジョン・ブーリン『儀礼と権力』平凡社、二〇一、一二四頁。
- (6) 『外務省調査部編纂』『大日本外交文書』第七卷、日本国際協会、一九三九、三二六頁。
- (7) 『大久保利通日記』下巻、マツノ書店、二〇〇七、三三六頁。
- (8) 「明治七年十一月五日付大臣参議宛大久保利通書簡」(『大久保利通文書』六、マツノ書店、二〇〇五、一七一頁)。
- (9) 「所屬各船一覽表」(『処蕃書類蕃地事務局諸表類纂』国立公文書館蔵)。以下、各船のトン数については、全て同史  
料による。
- (10) 前掲『大久保利通日記』、三三九～三四三頁。
- (11) 「処蕃始末」第七五冊、国立公文書館蔵。
- (12) 「台湾記事」第四稿(檜山幸夫編『台湾史研究叢書』第一卷(『台湾史と樺山大将』)、クレス出版、二〇一一、三六  
一頁)。
- (13) 前掲『大久保利通日記』下巻、三四八頁。
- (14) 前掲「処蕃始末」第一二冊。
- (15) 落合泰蔵『生蕃討伐回顧録』国光印刷、一九二〇、一八一～一八三頁。

- (16) 前掲「処蕃始末」第八〇冊。
- (17) 前掲『大久保利通日記』下巻、三五二頁。
- (18) 同三五二頁。前掲「処蕃始末」第一〇八冊。
- (19) 前掲「処蕃始末」第六四冊。なお、台湾出兵における開戦準備については拙稿「台湾出兵における徴兵問題」(武蔵野大学政治経済研究所編『武蔵野大学政治経済研究所年報』第五号、二〇一二)で詳しく述べた。
- (20) 『法令全書』(明治七年)、内閣官報局、一八八九、三六三頁。
- (21) 前掲「処蕃始末」第七五冊。
- (22) 同第七七冊。以下、本項においてとくに注のない場合は、全て同史料による。
- (23) 「明治七年十一月十三日付大久保宛大臣参議書簡」(前掲『大久保利通文書』六、一七七頁)。
- (24) 宮内庁編『明治天皇紀』三、吉川弘文館、一九六九、三三三頁。
- (25) なお、十一月十五日には英国公使パークスへ「北京在留帰国公使我弁理大臣ト彼諸大臣ノ間ニ周旋有之協議相整互ニ條款ヲ交換候旨大久保ヨリ官員ヲ以報知セリ朕カ和好ノ趣意貫徹シ両国ノ幸福ニ到候儀貴公使ノ尽力不少儀ト深ク満悦致スノ意ヲ貴政府並北京貴公使ヘ伝ラレンコトヲ望ム」(「勅語録」外国公使以下二、国立公文書館蔵)との勅語をおくり、北京談判における駐清英国公使ウェードの周旋への感謝を伝えている。
- (26) 「明治七年十一月十三日付大久保宛大隈書簡」(前掲『大久保利通文書』六、一七八頁)。
- (27) 「処蕃類纂」官省往復件九、国立公文書館蔵。
- (28) 前掲『法令全書』(明治四年)、二九九頁。
- (29) 同(明治五年)、八〇頁。
- (30) 式部寮「儀式録」第六冊(明治七年)、宮内公文書館蔵。以下、大久保の帰国式典についてとくに注のない場合は、全て同史料による。

- (31) 前掲「処蕃類纂」第一三卷。
- (32) 台湾出兵における新聞報道については、拙稿「台湾出兵における新聞報道とその規制」〔法学政治学論究〕第七四卷、慶應義塾大学大学院法学研究科、二〇〇七）で詳しく述べた。
- (33) 「公文録」明治七年・第二五三卷、国立公文書館蔵。以下、この項においてとくに注のない場合は、全て同史料による。
- (34) 前掲「処蕃始末」第八七冊。前掲「処蕃類纂」詔勅及達同伴六。
- (35) 「太政類典」雑部（草稿）・明治七年～九年・第一卷、国立公文書館蔵。
- (36) 金井之恭「適清日録」、国立公文書館蔵。
- (37) 「明治七年十一月二十六日付大隈宛岩橋轍輔書簡（電報）」〔大隈重信関係文書〕八、みずず書房、二〇一二、一八〇頁。
- (38) 前掲「処蕃始末」第八七冊。
- (39) なお、「日記」や「報告書」とことなり、「適清日録」では金川丸へ迎えにきたのは租税頭松方正義や租税助吉原重俊ら数名で神奈川県は波止場で迎えた」と記されている。
- (40) なお、「日記」と「適清日録」では、上陸を前に参議黒田清隆が属官三名とともに乗艦し祝いを述べたと記されている。「適清日録」によれば、黒田は「艦ヲ以テ浦賀口ニ迎フ適サニ暗夜ナルヲ以テ物色スル能ハス遂ニ其相失ヲヲ知り又回リテ茲ニ至」ったらしい。
- (41) 前掲『大久保利通日記』下巻、三五三頁。
- (42) 前掲「適清日録」。なお、「適清日録」では「山内従五位」（豊誠）となっているが、総代となっていることから「日記」にしたがい従四位山内豊範と考えた。
- (43) かかった費用は料理（五五人前）が一三三円七五銭、「サンパンブドウ酒」（二五本）が二四円三銭二厘であった

- (二)「処蕃始末」第八六冊。なお、大藏省の作成した「明治七年二月各地物価表」(早稲田大学図書館蔵)によれば、東京の上清酒の値が一石(一八〇 $l$ )あたり約一四円であり、ブドウ酒がいかに高価であったのかわかる。
- (44) 前掲「処蕃類纂」電報往復件五。なお、「適清日録」では、先に大藏省出張所へいった際に三条の出迎えをうけたとなっている。
- (45) 前掲「処蕃始末」第八七冊。
- (46) 「報告書」では、ここで宮内卿徳大寺実則のほか伊達と松平が華族総代として「祝意」を述べたと記されている。しかし、徳大寺は同日午前七時に三条へ電報をおくっており、横浜へは出張していなかったと考えられる(前掲「処蕃類纂」電報往復件五)。
- (47) 「勅語録」外部上稿本、国立公文書館蔵。
- (48) 前掲「明治天皇紀」三、三四二頁。
- (49) 前掲「大久保利通日記」下巻、三五四頁。
- (50) 前掲「明治天皇紀」三、三四二頁。
- (51) 前掲「公文録」明治七年・第二七〇巻。
- (52) 前掲「儀式録」第六冊。以下、謁見・参拝についてとくに注のない場合は、全て同史料による。
- (53) 前掲「処蕃始末」第八一冊。
- (54) 同第八八冊。
- (55) なお、前掲「大久保利通日記」下巻(三五九頁)では「錦三巻」となっている。
- (56) 前掲「明治天皇紀」三、三四六頁。
- (57) 前掲「公文録」明治七年・第一七巻。
- (58) 「稿本詔勅録附録」卷之三、国立公文書館蔵。

- (59) 「明治七年十二月十八日付賜金辞退に関する上書」(前掲『大久保利通文書』六、二四〇頁)。
- (60) 前掲『大久保利通日記』下巻、三六三～三六四頁。
- (61) 同三六三頁。
- (62) たとえば、台湾出兵に関することだけでも、大久保は二十九日に英国公使パークスを訪ね、北京で駐清公使ウエー  
ドの「懇意」になったことのお礼を述べたのははじめ、ドイツ公使やアメリカ公使など欧米各国の公使館を訪れ会談  
している(前掲『大久保利通日記』下巻、三五五～三六〇頁)。
- (63) 「木戸起用に就き大久保参議来訪の記」(前掲『大久保利通文書』六、二三五頁)。
- (64) 「明治七年十二月三条実美宛願書」(同二四三頁)。
- (65) 前掲「処蕃類纂」第二七巻。以下、柳原の帰国についてとくに注のない場合は、全て同史料による。
- (66) なお、明治七年十二月二十四日付『読売新聞』は、この事件について「柳原公ハ附属の人々にいひつけ其処に止り  
支那の政府より日本の公使へ失礼をいたした罪を詫び途中を守るため兵を附て送らせよと支那の官員に談判をなされ  
たといふ」と報じている。
- (67) 前掲「処蕃類纂」電報往復件五。
- (68) 前掲「公文録」明治七年・第一七巻。
- (69) 前掲「儀式録」第六冊。
- (70) 前掲『明治天皇紀』三、三五八頁。
- (71) なお、引き揚げが完了したため、金川丸は台湾蕃地に派遣されなかった(前掲「処蕃始末」第八四冊)。
- (72) 前掲「処蕃始末」第七六冊。
- (73) 同第二一冊。
- (74) 同第二七、二八冊。

- (75) なお十一月二八日、「十八ヶ村酋長へ少女及該女所持品土産物」を引き渡したという(同第九〇冊)。
- (76) 同第八七冊。
- (77) 同第八二冊。なお、明治政府は明治六年七月に火葬を禁止していたため、死体は「台湾では一時仮埋葬をして便船を待て長崎に還葬した」。日本から連れてきた桶匠も風土病によって死亡してしまったため棺桶がたりず「余儀なく洋酒の空き樽、又は四斗樽を以て代用」したという。また、落合は「船が這入れば之を掘り出して船に移載す、其場合における臭気はまた格別であつた」とも述べており、いかに悲惨な状況であつたのかうかがえる(前掲『生蕃討伐回顧録』一九〇頁)。
- (78) 前掲「処蕃類纂」第二二卷。
- (79) 前掲「処蕃始末」第八八冊。
- (80) 前掲『生蕃討伐回顧録』一三六頁。
- (81) 前掲「処蕃始末」第七六冊。
- (82) 前掲「処蕃類纂」第二二卷。
- (83) 前掲「処蕃始末」第八六冊。
- (84) 前掲「処蕃類纂」第二二卷。なお、落合は「西郷都督は生蕃に接するに温容を以てし、慰撫至らざる所がなかつたので、酋長は其の徳に感ずること深く、日本軍が愈々撤退するに当つて、後年の記念として銀製の腕環を都督に呈した、そこで都督は刀一口、旋条銃十幾挺を酋長に与えた、酋長等は喜ぶこと一方ならず、益々悦服するに至つたのである」と記している(前掲『生蕃討伐回顧録』一三九頁)。
- (85) 前掲『生蕃討伐回顧録』一三九頁。
- (86) 前掲「処蕃始末」第八六冊。
- (87) 前掲『生蕃討伐回顧録』一三九頁。

(88) なお、帰国した歩兵第一大隊は小倉、歩兵十一大隊と二十二大隊は博多へ駐屯することとなった〔陸軍省衆規測鑑抜粹〕一三、国立公文書館蔵。また、たとえば日清戦争においては「帰国した軍隊を迎えて、全国で凱旋祝賀行事と戦没者を追悼する招魂祭が行われた」〔大谷正『日清戦争』中公新書、二〇一四、一九五頁〕が、台湾出兵では後述する長崎の梅香崎の慰霊祭をのぞき、各地域でそのような行事はおこなわれなかったようである。

(89) 前掲「処蕃類纂」電報往復件六。

(90) 同第三三卷。

(91) 前掲「処蕃始末」第八八冊。

(92) 同第八九冊。

(93) 同第八八冊。

(94) 同第九一冊。

(95) 同拾遺之四。

(96) 同第八一冊。

(97) 同第八四冊。

(98) 同第八七冊。

(99) 同右。

(100) 前掲「公文録」明治七年、第一三卷。以下、凱旋式の準備についてとくに注のない場合は、全て同史料による。

(101) 同第九四卷。

(102) なお、海軍省は二十三日、「西郷従道儀ハ陸軍中将ニ付祝砲十三発相当ニ候へ共都督タルヲ以テ二発ヲ加へ都合十五発横浜碇泊ノ軍艦ニ於テ施行可仕候」〔太政類典草稿〕「台湾一、国立公文書館蔵」と政府へ届け出ている。

(103) 前掲「公文録」明治七年、第二五四卷。

- (104) 同右。
- (105) 前掲「処蕃始末」第九二冊。
- (106) 同右。
- (107) ただし、同日付の『東京日日新聞』では、「全体欧州の風俗ならば如此き国威を全ふしたる凱旋にハ『フーラー』の祝声を到る処々と幾回ともなく繰返して唱ふべき処なれども我国にハ流行せぬ故に我輩ハ只々諸人のする通りに脱帽して礼したるのミなりき」とも記しており、とくに歓声などはおきなかつたようである。
- (108) 前掲「処蕃始末」第九二冊。
- (109) 前掲「公文録」明治七年・第一七卷。
- (110) 前掲「処蕃始末」第九二冊。なお、前掲「儀式録」六によると当初、参内者は「派出ノ官員」とされていたが、赤字で「参軍参謀等」と修正されており、また、二十七日の時点で坊城は、川崎ではなく福島へ参内を問い合わせようとしていた。また、前掲『明治天皇紀』三では、福島が出席し谷が欠席となっている(三六五頁)。
- (111) 前掲「公文録」明治七年・第一七卷。なお、西郷らの「賜物」は前掲「処蕃始末」第一〇〇冊による。
- (112) 前掲「処蕃類纂」雑件三。
- (113) 同官署往復件一二。
- (114) 前掲「処蕃始末」第一〇〇冊。以下、二月二十日の参内についてとくに注のない場合は、全て同史料による。
- (115) 前掲「勅語録」外部下稿本。
- (116) 前掲『明治天皇紀』三、四〇一頁。なお、今井昭彦は「対外戦争における戦死者は：日清・日露戦役以来、靖国神社や護国神社に祀られ、国家による祭祀の対象となった」(『近代日本と戦死者祭祀』東洋書林、二〇〇五、一一頁)と述べているが、本稿で明らかにしたように台湾出兵も祭祀の対象となっている。
- (117) 明治八年二月二十五日付『東京日日新聞』。



- (118) 前掲『明治天皇紀』三、四一五頁。
- (119) 「勅語録附録」賜賞吊祭部稿本、国立公文書館蔵。
- (120) 同右。
- (121) 前掲「太政類典」雑部、第二〇卷。
- (122) 前掲「勅語録附録」賜賞吊祭部稿本。
- (123) 「叙位裁可書」昭和五年・叙位卷二四、国立公文書館蔵。なお、同書では勅語をもらった理由を「両役ノ功」として、佐賀の乱と台湾出兵の両方の功のためとしているが、本稿で述べたようにそれは誤りである。
- (124) 陸奥宗光『蹇蹇録』岩波文庫、一九四一、一四五頁。